

第 23 回定年力検定試験

模範解答と一部解説

問題番号	生活	税金・不動産	保険・年金	金融	相続
1	1	3	2	1	3
2	2	1	3	3	1
3	2	2	2	3	3
4	3	2	1	3	1
5	3	1	2	1	3
6	3	2	3	2	3
7	1	1	2	3	2
8	2	3	1	2	1
9	2	3	3	1	1
10	2	2	1	1	3
11	1	2	1	2	2
12	2	3	2	1	2
13	3	1	3	3	3
14	2	3	2	1	3
15	1	3	1	2	2
16	2	3	3	3	1
17	3	1	2	2	1
18	1	2	3	1	3
19	1	1	1	2	1
20	2	2	1	2	1

<不正解が多かった問題の解説>

【生活】

問 2

現在もっている資金を運用しながら受け取れる年金額を求めるときは、「資本回収係数」を使用します。テキスト 8 ページを参照してください。本問では、設問の資料にある「年利率 1%・期間 15 年の資本回収係数：0.0721」を用いて計算します。その結果、答えは 721,000 円となります(計算式 $1,000 \text{ 万円} \times 0.0721 = 721,000 \text{ 円}$)。

問 15

任意後見契約を結ぶと、契約を結んだ旨とその内容が登記されます。任意後見人は、法務局から任意後見人の氏名や代理権の範囲を記載した「登記事項証明書」の交付を受けることで、自己の代理権を証明することができます。テキスト 46 ページ・47 ページを参照してください。

【税金・不動産】

問 7

歯石除去は歯周病の予防のために行うものなので、これにかかる費用は医療費控除の対象となりません。入院中に病院で支給される食事を摂る場合、この食事代は入院費用に含まれるので、医療費控除の対象になります。また、人間ドックの受診費用で、その人間ドックによって異常が発見された場合も、医療費控除の対象となります。テキスト 78 ページを参照してください。

問 11

一時所得を求める式は、 $300 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円}$ (特別控除) となるため、一時所得は 50 万円です。課税対象額は所得金額に $1/2$ を掛けて求めるので、25 万円となります。テキスト 70 ページ・71 ページを参照してください。

問 13

固定資産税評価額は、公示価格のおおむね 7 割の価格水準です。テキスト 96 ページを参照してください。

問 20

不動産の売買契約において、買主が売主から不動産の引渡しを受けた後に欠陥(瑕疵)が発見された場合は、買主は欠陥を発見してから 1 年以内であれば、売主に対して損害賠償請求ができます。テキスト 102 ページを参照してください。

【保険・年金】

問 13

75 歳以上の人（一定の障害があると認定された 65 歳以上の人）の医療機関での自己負担割合は、現在のところ原則 1 割ですが、2018 年 11 月 14 日実施の医療保険部会（厚生労働省）では、新たに 75 歳に到達した人から、自己負担割合を 2 割にする議論が交わされました。本問は、時事問題として出題しましたが、75 歳以上の人々の医療機関での自己負担割合が、現在のところ原則 1 割であることを知っていれば正解にたどり着ける問題です。後期高齢者医療制度については、テキスト 166 ページを参照してください。